資料－１

鳴瀬川等・北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会規約の改定（案）

鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会　規約（案）・・・・・・・・・・・・・・・資料－１－１

北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会　規約（案）・・・・・・・・・・・資料－１－２

水防法等改正案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料－１－３

資料－1－1

鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会　規約（案）

（名称）

第1条　この会議は、鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会（以下「協議会」）と称する。

2　鳴瀬川等とは、鳴瀬川、吉田川、江合川、定川及び各河川の支川を指すものとする。

（目的）

第2条　本協議会は昭和61年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨等により、大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、鳴瀬川等における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

尚、本協議会は水防法第15条の9及び第15条の10により組織する協議会である。

（協議会の構成）

第3条　協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3　事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条　協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

2. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

3. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速なはん濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

4.「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

5. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（幹事会）

第5条　協議会の下に幹事会を置く。

2　幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4　幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。

5　事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

第6条　協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2　幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）
第7条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。
２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。
（事務局）
第8条　協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　事務局は、北上川下流河川事務所（防災情報課）及び宮城県河川課が共同で行う。

（雑則）
第9条　この規約に定めるもののほか、協必要な事項については協議会で定めるものとする。

（附則）
第 10 条　本規約は、平成28年3月18日から施行する。
平成29年5月31日改定

※青字　水防法の一部を改正する法律施行後（平成〇〇年〇〇月〇〇日）追記

参考 「水防法等の一部を改正する法律案」

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十

都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

別表1

（構成員）　石巻市長

東松島市長

大崎市長

富谷市長

松島町長

大和町長

大郷町長

大衡村長

色麻町長

加美町長

涌谷町長

美里町長

気象庁　仙台管区気象台　気象防災部長

宮城県　総務部長

宮城県　土木部長

宮城県　仙台土木事務所長

宮城県　北部土木事務所長

宮城県　東部土木事務所長

宮城県　仙台地方ダム総合事務所長

宮城県　大崎地方ダム総合事務所長

国土交通省東北地方整備局　北上川下流河川事務所長

国土交通省東北地方整備局　鳴瀬川総合開発工事事務所長

国土交通省東北地方整備局　鳴子ダム管理所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局　北上川下流河川事務所　防災情報課
宮城県　土木部　河川課

別表2

（構成員）　石巻市　危機対策課長

東松島市　防災課長

大崎市　防災安全課長

富谷市　危機管理室長

松島町　総務課危機管理監

大和町　総務課危機対策室長

大郷町　総務課長

大衡村　総務課長兼危機対策室長

色麻町　総務課長

加美町　総務課危機管理室長

涌谷町　総務課長

美里町　防災管財課長

気象庁　仙台管区気象台　気象防災部　予報課長

宮城県　危機対策課　課長補佐（総括担当）

宮城県　河川課　技術補佐（総括担当）

宮城県　仙台土木事務所　河川部長

宮城県　北部土木事務所　副所長

宮城県　東部土木事務所　副所長

宮城県　仙台地方ダム総合事務所　技術副参事兼技術次長（総括担当）

宮城県　大崎地方ダム総合事務所　技術副参事兼技術次長（総括担当）

国土交通省東北地方整備局　北上川下流河川事務所　副所長

国土交通省東北地方整備局　鳴瀬川総合開発工事事務所　副所長（技術）

国土交通省東北地方整備局　鳴子ダム管理所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局　北上川下流河川事務所　防災情報課

宮城県　土木部　河川課

資料－１－２

北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会　規約（案）

（名称）

第１条　この会議は、北上川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会（以下「協議会」）と称する。

２　北上川下流等とは、北上川及びその支川と雄勝・牡鹿・女川圏域の二級河川を含む流域を示す。

（目的）

第２条　本協議会は平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により鬼怒川、鳴瀬川等において、大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、北上川下流域等においても、堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

尚、本協議会は水防法第１５条の９及び第１５条の１０により組織する協議会である。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　事務局は、協議会に諮り、第１項による者のほか、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第４条　協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

１．現状の水害リスク情報や取組状況の共有

２．円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速なはん濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

３．「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

４．その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（幹事会）

第５条　協議会の下に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。

５　事務局は、幹事会に諮り、第２項による者のほか、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

第６条　協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）
第7条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。
２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。
（事務局）
第8条　協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　事務局は、北上川下流河川事務所（防災情報課）及び宮城県（土木部河川課）が共同で行う。

（雑則）
第9条　この規約に定めるもののほか、必要な事項については協議会で定めるものとする。

（附則）
第 10 条　本規約は、平成28年　6月23日から施行する。
平成28年　8月23日改定
平成29年　5月31日改定

※青字　水防法の一部を改正する法律施行後（平成〇〇年〇〇月〇〇日）追記

参考 「水防法等の一部を改正する法律案」

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十

都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

別表1

（構成員）　石巻市長

登米市長

栗原市長

大崎市長

涌谷町長

女川町長

気象庁　仙台管区気象台　気象防災部長

宮城県　総務部長

宮城県　土木部長

宮城県　北部土木事務所長

宮城県　北部土木事務所　栗原地域事務所長

宮城県　東部土木事務所長

宮城県　東部土木事務所　登米地域事務所長

宮城県　栗原地方ダム総合事務所長

国土交通省東北地方整備局　北上川下流河川事務所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局　北上川下流河川事務所　防災情報課
宮城県　土木部　河川課

別表2

（構成員）　石巻市　総務部　危機対策課長

登米市　総務部　防災課長

栗原市　総務部　危機対策課長

大崎市　市民協働推進部　防災安全課長

涌谷町　総務課長

女川町　企画課長

気象庁　仙台管区気象台　気象防災部　予報課長

宮城県　総務部　危機対策課　課長補佐（総括担当）

宮城県　土木部　河川課　技術補佐（総括担当）

宮城県　北部土木事務所　副所長

宮城県　北部土木事務所　栗原地域事務所　次長（総括担当）

宮城県　東部土木事務所　副所長（技術担当）

宮城県　東部土木事務所　登米地域事務所　次長（総括担当）

宮城県　栗原地方ダム総合事務所　技術次長（総括担当）

国土交通省東北地方整備局　北上川下流河川事務所　副所長

（事務局）　国土交通省東北地方整備局　北上川下流河川事務所　防災情報課
宮城県　土木部　河川課

資料－１－３

水防法等改正案の概要

法改正の背景

○　平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。気候変動により、このような大雨、さらには洪水の発生頻度がますます増加することが予測されている

【アメダス】1時間降水量50mm以上の年間観測回数

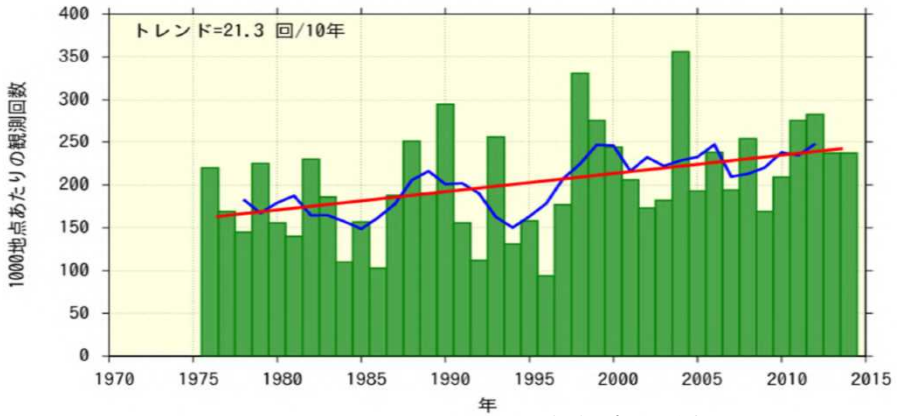

出典：気候変動監視レポート2014

平成２８年　台風第10号

平成２７年　関東・東北豪雨

気候変動等の要因により、1時間降水量50mm以上、日降水量400mm以上の**豪雨の観測回数は増加傾向**。

平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年台風10号等により、各地の降雨観測地点で**観測史上1位の値を更新**。

※過去5年間で観測史上最大の1時間雨量を記録：1,302中451観測所（H28.9.12）

○　これらの災害の教訓を踏まえ、今後の水害対策では「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

① 大規模氾濫減災協議会制度の創設等

＜水防法改正＞

○ ハード・ソフト両面から大規模氾濫に対する減災対策を総合的かつ一体的に推進するため、水防管理者、都道府県・市町村、河川管理者等が密接な連携・協力を確保するための協議会制度を創設する。

協議会の単位

必置協議会

○ **国土交通大臣は、水防法の規定により指定した洪水予報河川・水位周知河川について**、協議会を組織する。

任意協議会

○ **都道府県知事は、水防法の規定により指定した洪水予報河川・水位周知河川について**、協議会を組織することができる。

※ 全国の直轄河川で組織されているいわゆる「水防災意識社会再構築ビジョン協議会」を法制度に位置づけるとともに、この取組を都道府県管理河川へ拡大。

協議会の構成員

必須構成員	都道府県・市町村	水防管理者	河川管理者	気象台		
任意構成員	国土地理院	近隣市町村	警察	消防	民間事業者	等

協議事項

的確な避難勧告	・的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した「水害対応タイムライン」等の作成 ・洪水予報や浸水想定等の情報提供の仕方について調整
広域避難体制	・近隣市町村と避難先を調整
広域水防体制	・水防団間の連携体制を調整
盛土構造物の保全	・近隣市町村と広域に影響する盛土構造物等の保全を調整
水防に資する河川整備	・河川管理者と水防管理者等が堤防上の水防活動のスペース確保等を調整

取組の実効性を担保するため、協議結果について**構成員に尊重義務を課す**。

【参考】鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

＜構成員＞

結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、つくばみらい市、八千代町、茨城県、宇都宮地方気象台、水戸地方気象台、国土地理院、国土交通省関東地方整備局

⇒ 平成28年5月11日「「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく鬼怒川・小貝川下流域の減災に係る取組方針」を策定

② 水害リスク情報の周知

＜水防法・河川法改正＞

○ 大河川及び主要な中小河川については、現行水防法上、洪水予報・水位周知制度、浸水想定区域の指定制度、市町村防災計画への位置づけ等が措置されているが、それ以外の中小河川については特段の制度はない。
○ このような中小河川についても、住民の安全確保に第一義的な責任を負う市町村長に対し、**可能な範囲で浸水実績等を把握するよう努め、これを踏まえて水害リスク情報を周知する義務**を課すことで、地域住民が水害のリスクを意識し、避難等を的確に行えるようにするとともに、適切な土地利用を促進する。

水害リスク情報の重要性

○ 洪水予報・水位周知河川以外の河川であっても、**洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある河川**については、水害のリスクを住民が意識することが重要。
○ 例えば、近傍に家屋等の守るべき資産が点在している様な河川についても、可能な限り、水害リスク情報周知の取組を推進することが必要。

※ 水位周知河川についても、平成28年台風10号等の災害を踏まえ、役場等の拠点に係る河川についても指定を促進。

	リアルタイムの予報又は水位周知	水害リスク情報の周知	避難確保との連動
洪水予報河川（法10条、11条） 水位周知河川（法13条）	○	○ （シミュレーションに基づく洪水浸水想定区域の指定）	○ （浸水想定を踏まえた避難場所の設定等）
上記以外の河川のうち市町村長が必要と認める河川（今回措置）	－	○ （浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知）	－

浸水実績等の把握及び水害リスク情報の周知

市町村長による浸水実績等の把握

○ 市町村長は、過去の洪水氾濫の際の浸水地点、水深等に係る調査結果を参考にして、浸水実績等を把握するように努めることとする。
○ 河川管理者は、自らが保有する過去の浸水情報や河川の状況等の情報を市町村長に提供する等、必要な援助を行うこととする。

水害リスク情報の周知

○ 市町村長は、過去の浸水実績等を把握したときは、これを避難の判断等に資するよう、水害リスク情報として住民に周知させなければならない。
○ 周知は、ハザードマップとして配布、電柱や看板等への記載、インターネットでの公表など、地域の実情を踏まえて適切な方法で行う。

兵庫県温泉町

茨城県水戸市のHM（浸水実績のみ）

③ 要配慮者利用施設の管理者等へ避難計画策定を義務付け

＜水防法・土砂災害防止法改正＞

○ 現行水防法においては、社会福祉施設、学校、医療施設等の施設（要配慮者利用施設）の管理者等には、避難確保計画の作成、これに基づく避難訓練の実施及び自衛水防組織の設置が**努力義務として課せられている**。

○ 他方、平成28年９月の台風10号による豪雨災害では、社会福祉施設が浸水し死亡者が生じるなど、リスクの高い区域に存する要配慮者利用施設における対策の重要性が改めて認識されたところ。

○ このような状況を踏まえ、これまで努力義務とされていた**避難計画の作成等を義務化**して、要配慮者利用施設の安全性の向上を図ることとする。

水災時における要配慮者利用施設の危険性

○ 高齢者、障害者、乳幼児等は、一般住民より避難に多くの時間を要するため、日頃から避難等を確保するための措置を講じておくことが不可欠。

○ 具体的には、避難対象者の重篤度や施設外への移動可能性等を考慮し、水害リスク情報を踏まえた的確な避難先の選定並びに必要な搬送手段及び搬送体制の確保等を事前に検討し、計画として市町村や従業員等が共有することが必要。

【要配慮者利用施設が被災した事例】

- 平成28年台風10号（岩手県の施設で利用者9名が死亡。）
- 平成27年関東・東北豪雨（茨城県の病院、福祉施設、保育園等が多数浸水。患者が孤立。）
- 平成26年8月豪雨による由良川等氾濫（京都府福知山の病院周辺が浸水し孤立。）
- 平成25年10月台風第26号・第27号（伊豆大島で大規模な土砂災害。患者14名を自衛隊ヘリで都内へ輸送。）
- 平成24年7月九州北部豪雨（矢部川等多数の河川が氾濫。複数の病院で医療継続が困難に。）
- 平成22年10月奄美豪雨（奄美大島の施設で利用者2名が死亡。）

岩手県岩泉町の認知症高齢者グループホーム。台風10号により小本川が氾濫し、入居者9名の全員が死亡した。

管理者等による避難確保計画策定等の義務化

※ 土砂災害防止法でも同様の措置を講じる

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施	自衛水防組織の設置
現行水防法	努力義務	努力義務	努力義務
改正後	**義務**（※）	**義務**（※）	**努力義務のまま存置** 施設の規模が様々であり、義務化によって過重な負担となるおそれがあるため。

担保措置を創設

- **計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。**
- **指示に従わないときはその旨を公表。**

④ 都道府県管理河川等における改良工事、災害復旧工事等の権限代行

＜河川法・独立行政法人水資源機構法改正＞

○ 激甚化する豪雨等に対応するため、迅速かつ高度な災害復旧工事や、ダム等の施設能力を向上させるための高度な再開発工事等を実施する必要が高まっている。
○ 他方、**都道府県等では人員の不足や技術力の低下が懸念**されており、今後、都道府県管理河川等でこれらの工事を的確に実施できなくなるおそれがある。
○ そこで、これらの工事について、国及び水資源機構が代わって実施できる**権限代行制度を創設**し、地域の河川の安全を確保する。

高度な災害復旧工事の例

背景

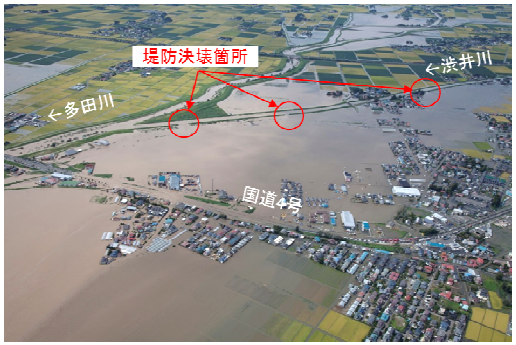

大規模な浸水を伴う複数の破堤箇所を緊急復旧する場合等、迅速かつ効果的な災害復旧を行うために高度な技術力、機械力が必要となる。

例：平成27年9月関東・東北豪雨（鳴瀬川水系渋井川）における災害復旧工事（宮城県大崎市）

高度な改良工事・修繕の例

背景

都道府県等が管理するダム等では、今後、雨の降り方が激甚化していることを踏まえ、高度な技術力、機械力が必要となる大規模な改良工事や修繕が必要となる。

例：笠堀ダム（新潟県）の再開発

ダムの嵩上げ（※）やゲートの更新等を行うことでダムの洪水調節容量を増強し、下流への流下量の低減とそれによる水害予防を図るもの

※写真の水色箇所へのコンクリートの新設等

国等による工事の権限代行

※水機構による代行はフルプラン水系内のダムに限る

代行の対象 ➢ 一級河川の指定区間及び二級河川等における河川に関する工事（改良工事・修繕・災害復旧が対象）

代行の要件
- ➢ 都道府県等から要請があること
- ➢ 都道府県等の工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、代行することが適当と認められること
- ➢ 当該工事が、高度の技術力又は機械力を使用して実施することが適当であると認められるものであること

費用負担 ➢ 通常の事業実施と同じ費用を負担する（都道府県は費用から負担金等相当額等を控除した額を負担）

⑤ 民間事業者が担う水防活動の円滑化

＜水防法改正＞

○ 我が国では、豪雨の激甚化等の傾向によって、地域の水防活動の重要性がますます高まっているが、近年、**水防活動を担う水防団は団員数の減少・高齢化、昼間不在、長期不在等の課題を抱えており**、地域の水防力の低下が懸念されている。

○ 他方、地域の建設業者等、**高度な機械力と水防活動への知見を有した民間事業者が水防管理者から委託を受けて水防活動に従事**するケースが増えており、その重要性が高まっている。

○ このため、水防管理者等に水防活動のために認められている権限の一部を委託を受けた民間事業者が行使できることとし、**民間事業者による円滑かつ効果的な水防活動を促進する**。

民間事業者による水防活動の重要性

○ 近年、水防団の勢力低下が懸念されている。水防団員数は昭和46年当時と比べ**約30%弱減少**し、30歳未満の団員は**約70%以上減少**している。

○ 他方、これまで水防団が担ってきた土のう積み等の水防工法といった水防活動を民間事業者が担う事例が増えてきている。

○ 民間事業者は法人としての組織力及び建設業等を営むことから高度の機械力を保有しており、水防活動に威力を発揮している。

【水防団員等の年齢構成の推移】

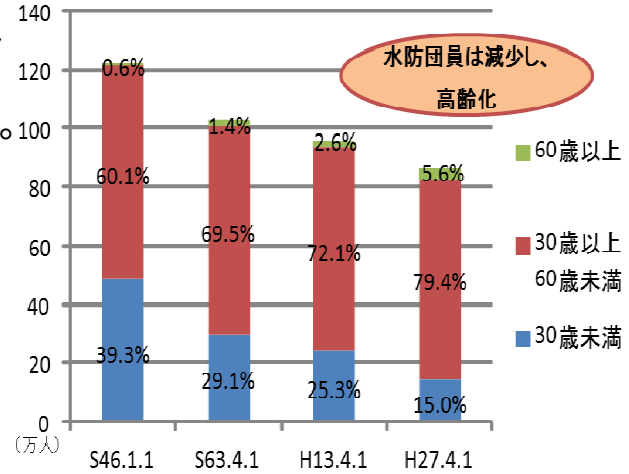

【建設業者が契約に基づいて水防活動を行った近年の事例】

①茨城県下妻市の事例（平成27年9月関東・東北豪雨）

・利根川水系鬼怒川からの溢水を抑制するため、建設業者が重機を用いて大型土のうによる積み土のう工を実施。

②宮城県大崎市の事例（平成27年9月関東・東北豪雨）

・鳴瀬川水系吉田川の堤防からの漏水を抑制するため、建設業者が重機を用いて大型土のうによる月ノ輪工を実施。

③京都府京都市の事例（平成25年9月台風18号）

・淀川水系桂川の堤防からのを抑制するため、建設業者が積み土のう工を実施。

委託を受けて水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与

緊急通行（法19条）

○ 水防団長等は、水防上緊急の必要があるときは、私有地等を通行できる。

公用負担（法28条）

○ 水防管理者等は、水防のため必要があるときは、他人の土地、土石、竹木等を使用できる。

適用を拡大

○ 水防管理者から委託を受けて水防活動を行う者は、緊急通行、公用負担の権限を行使できることとする。

○ これにより私人が損失を受けた場合には、水防管理者がその損失を補償しなければならないこととする。

平成27年9月関東・東北豪雨（鳴瀬川水系吉田川）における水防活動（宮城県大崎市）

⑥ 浸水被害軽減地区の指定等

＜水防法・河川法改正＞

○ 輪中堤や自然堤防等の盛土構造物等が存する区域を、洪水氾濫の際に浸水の拡大を抑制する機能を有する施設として活用するため、水防管理者がその区域を**浸水被害軽減地区**として指定し、保全を図る。
○ 浸水被害軽減地区内の土地を保全することで、住民避難までのリードタイムを確保し、又は水防団等が土のう積み等を行う箇所を重点化し、もって水災による被害の軽減を図る。

盛土構造物等の効用

○盛土構造物等には、浸水の拡大を遅らせることで、

・避難までのリードタイムをかせぐことができること
・水防団等がこれを前提として効果的な水防活動を実施できること

等、水災による被害の軽減に資する効用がある。

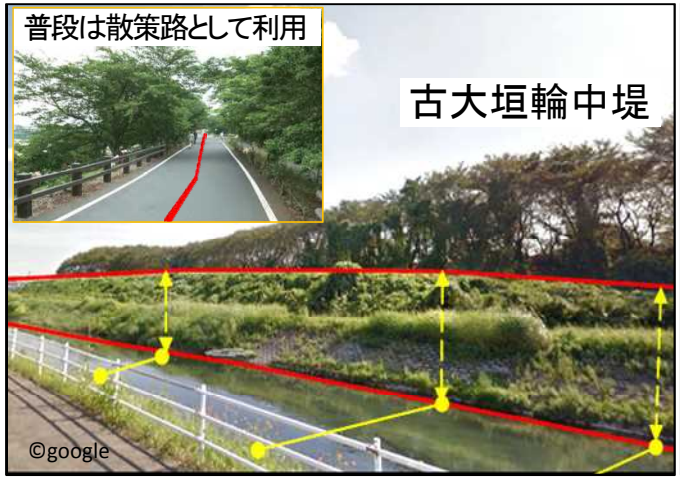

岐阜県安八郡神戸町瀬古（輪中堤）

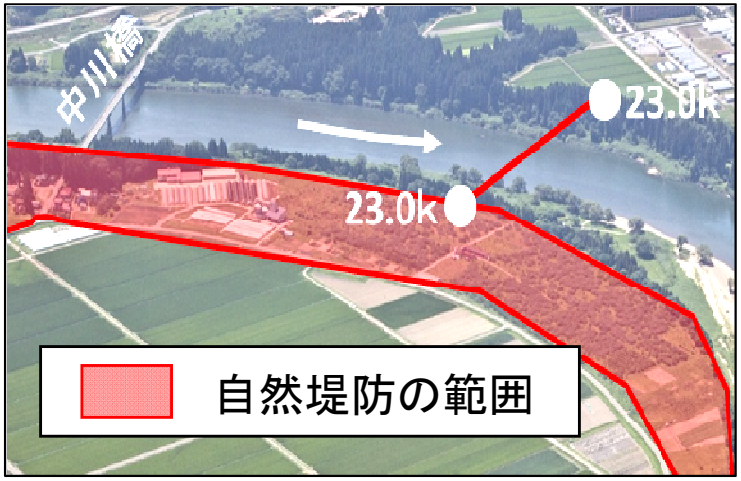

秋田県雄物川（自然堤防）

浸水被害軽減地区の指定等

水防管理者による指定

※ 指定のため、河川管理者が情報提供等の必要な援助を行う

○ 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等の帯状の盛土構造物が存する土地（同様の状況を呈する自然堤防を含む）の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、その土地の区域を浸水被害軽減地区として指定することができる。

形状変更行為の届出

○ 浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等の形状の変更等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出なければならないこととする。

助言・勧告

○ 届出に係る行為が浸水被害軽減地区の有する浸水の拡大を抑制する機能の保全の観点から望ましくないと水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができる。

※ 届出をしないで、又は虚偽の届出をして土地の形状変更行為を行った者には罰則が課される